

設置者・園長 各位
全日機構より、処遇改善等加算Ⅱにかかる研修修了要件についてご案内がありましたので、
お知らせいたします。
(公社) 神奈川県私立幼稚園連合会

私幼研機構第 04299 号
令和 5 年 3 月 5 日

全日私幼連
都道府県団体長 様
都道府県教育研究委員長 様

(一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
理事長 安家 周一
(公印省略)

再・処遇改善等加算Ⅱにかかる研修修了要件について
(幼稚園・認定こども園キャリアアップ研修のマネジメント分野の取扱いについて)

日頃より、当機構の活動にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
さて、三府省合同通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」が令和元年 6 月 24 日に発信されて以降改正を重ねている過程や「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関する FAQ」「処遇改善等加算Ⅱ研修受講要件に係る FAQ」の改訂の経過において、幼稚園・認定こども園キャリアアップ研修のマネジメント分野の取扱いが、都道府県・市区町村担当ごとに様々に解釈がなされている状況があることを受け、内閣府及び文部科学省へ取扱いについて確認を取りましたので報告いたします。

記

【幼稚園・認定こども園キャリアアップ研修のマネジメント分野の取扱いについて】

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（最終改正：令和 4 年 12 月 7 日）I. 2. (4) において、「マネジメント研修は中核リーダーに限り有効であること。」と示していたが、「処遇改善等加算Ⅱ研修受講要件に係る FAQ (ver. 1、2)」において、「マネジメント研修は副主幹保育教諭、専門リーダーに限り有効です。」と示していたことを踏まえ、専門リーダーにおいては令和 3 年度末までに受講していたマネジメント研修に限り研修修了要件を満たすものと解釈されている。この点、幼稚園及び認定こども園においては、幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえ、教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであれば、加算に係る研修として扱ってよいとされていること（通知及び FAQ 参照）を踏まえ、「教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの」と評価できる研修においては、マネジメントに関する内容が含まれるものであっても加算認定自治体において加算に係る研修として認めることは可能である。

以上